

パネル討論①

アカデミアにおける 通常兵器キャッチオール規制見直しの 対応

モデレーター：渡辺 修（東京理科大学）

パネラー：石川 紗子（名古屋大学）

山越 祥子（筑波大学）

小島 慶久（大陽日酸株式会社）

[1]

<<<このセッションの進め方>>>

1 セッション趣旨説明【モデレーター】

◇セッションの目的・進行と、制度見直しの概略を説明する。

2 「貨物の輸出」に関する対応の観点について【パネラー】

◇産業界における動向を参考情報として提供する。

3 「技術の提供」(みなし輸出)に関する観点について【パネラー】

◇次のパターンの仮想事例を説明し、アカデミアにおける対応の観点の紹介・意見交換をする。

① 研究者の受入（＝受入大学以外の所属を持つ者）

②-1 留学生の受入（＝受入大学以外の所属を持つ者）

②-2 留学生の受入（＝受入大学以外に所属を持たない者）

4 質疑応答【登壇者全員】

◇フロアから質問・コメントを受け、登壇者と意見交換をする。

5 まとめ【モデレーター】

※特に注釈が無い場合、次ページ以降の資料は、経産省貿易経済安全
保障局「補完的輸出規制の見直しについて 令和7年10月9日（木）
施行」（令和7年10月）による。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/20250409_catchallshiryou.pdf

[2]

安全保障貿易管理制度（現行）の概要①

- 安全保障貿易管理制度では、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる場合、輸出者に対して経済産業大臣への許可申請を義務付けることが可能。
- 許可申請は輸出先や輸出品目に応じて、リスト規制とキャッチオール規制の2種類。



外為法に基づく安全保障輸出管理の手続の観点

国際的な教育研究活動において行おうとする、法令上の「技術の提供」「貨物の輸出」に関して、

「許可申請が必要となるものかどうか？」

について、大学組織として確認する

[3]

安全保障貿易管理制度（現行）の概要①

- 安全保障貿易管理制度では、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる場合、輸出者に対して経済産業大臣への許可申請を義務付けることが可能。
- 許可申請は輸出先や輸出品目に応じて、リスト規制とキャッチオール規制の2種類。

リスト規制とキャッチオール規制の概要

リスト規制（国際輸出管理レジームに基づく規制）

- 対象品目：武器そのもの、その開発等に用いられる汎用品及びこれらに係る技術
※防衛装備移転三原則における防衛装備は上記「武器」としてリスト品に該当
- 対象地域：全地域
- 全ての輸出・技術の提供（輸出等）について、許可申請が義務づけられる。

キャッチオール規制

Catch All

- 対象品目：リスト規制の対象以外（木材、食料品等を除く）の品目及びこれらに係る技術
- 対象地域：グループA（※）以外の地域
（※）各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国
- その用途や需要者について、核兵器をはじめ武器の開発等の懸念がある場合に限って、許可申請が義務づけられる。

例：懸念国に対して、核開発に用いられる可能性があるステンレスを輸出する場合など

新たな国際安全保障環境と貿易管理の課題

規制見直しの概要

従来の不拡散型輸出管理が直面する課題

1. デュアルユース技術の拡大

- 汎用性の高い技術の軍事転用リスクの高まり（半導体、通信技術等）
- 軍民融合の進展
- ⇒ 汎用品の輸出管理の強化が必要（一方で輸出者自身による用途確認は困難化）

2. 安全保障上の関心としての国家主体の再浮上

- ⇒ 同盟国・同志国との安全保障上の連携強化が必要

見直しの
ポイント

我が国及び国際的な平和と安全の観点から、不拡散体制の維持・強化は引き続き最重要課題であるものの、国際安全保障環境の変化に即した輸出管理制度の見直しが必要。

- このため、通常兵器に関するキャッチオール規制を見直し、本邦輸出者が、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品（工作機械、集積回路、無人航空機部品等）を輸出する際、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合には、経産大臣への許可申請を義務付ける制度を新たに導入する。
- 申請すべき要件（用途要件、需要者要件）を明確化することで、輸出者負担や国際貿易の過度な阻害可能性を考慮しつつ、懸念の高い取引を適切に管理する。
- グループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォームする制度を導入する。

4

[5]

通常兵器キャッチオール規制に係る制度改正

規制見直しの概要

- 一般国向けは、特定品目（輸出令16の項(1)）について用途要件及び需要者要件を追加。
- 武器禁輸国向けは、全品目（輸出令16の項(1)(2)）について需要者要件を追加。

※武器禁輸国向けは、「用途要件」は、現行「全品目」適用されているため、「需要者要件（全品目）」が追加となる。

「○」適用あり（現行） 「●」適用あり（追加） 「-」適用なし。〔黄色網掛け〕が追加となるキャッチオールの規制要件。

対象地域	①グループA国	②武器禁輸国	③一般国（①②以外）
対象品目	16項(1)：特定品目 16項(2)： (1)以外の品目	16項(1)：特定品目 16項(2)： (1)以外の品目	16項(1)：特定品目 16項(2)： (1)以外の品目
1. インフォーム要件	●追加（法48条2項、25条2項等） ※大量破壊兵器も同様	<input type="radio"/> 変更なし <input type="radio"/> 変更なし	<input type="radio"/> 変更なし <input type="radio"/> 変更なし
	(1)用途要件	<input type="radio"/> 変更なし <input type="radio"/> 変更なし	<input checked="" type="radio"/> 追加 -
	○おそれ貨物 34品目	○ ※16項(1)品目と重複排除	-
2. 客観要件	(2)需要者要件	<input checked="" type="radio"/> 追加（全品目） ※ユーザーリスト以外の需要者も対象	<input checked="" type="radio"/> 追加 ※ユーザーリスト以外の需要者も対象
	○外国ユーザー リスト	<input checked="" type="radio"/> 追加	<input checked="" type="radio"/> 追加 -
	○明らかガイド ライン	<input checked="" type="radio"/> 追加	<input checked="" type="radio"/> 追加 -

客観要件の
確認を追加

一般国：
特定品目の
場合

インフォーム要件：

経済産業大臣から
許可申請をすべき
旨の通知（イン
フォーム通知）を
受けている場合に、
許可申請が必要

※グループA国のインフォーム要件追加以外は、法48条1項（貨物の輸出）又は25条1項等（技術の提供）に基づく許可。

6

[6]

特定品目

特定品目

規制見直しの概要

本輸出等の16項(1)として貨物を掲げ、首節のHSコードを規定。当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。	
①工作機械	8456: レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 8457 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマレチステーショントランスマシン 8458 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。） 8459 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。） 8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はガーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） 8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、プローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械 8462 金属又はガーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
②レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	8526.10 レーダー ^{8526.91 航行用無線機器^{8526.92 無線遠隔制御機器}}
③集積回路	8542.31 プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかしないかを問わない。） 8542.32 記憶素子 8542.33 増幅器 8542.39 その他のもの
④航空機、宇宙飛行体、部品	8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット 8806 無人航空機 8807 部品（第8802.60号又は第88.06項の物品のものに限る。）
⑤航行用機器	9014.20 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。） 9014.80 その他の機器
⑥検査用の機器	9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。） 9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ 9030.32 マルチメーター（記録装置を有するもの） 9030.39 その他のもの（記録装置を有するもの）

11

[7]

特定品目(HSコードとは?)

規制見直しの概要

A HSコードとは、国際貿易商品の名称および分類を世界的に統一する目的のために作られた6桁のコード番号であり、貨物を輸出入する際の品目分類に用いる輸出入統計品目番号のことです。

国際郵便物の内容品のHSコードが税関告知書に記載され通関電子データで送信されることによって、日本からの輸出および名宛国・地域での輸入通関の際、税関職員がそのコードをもとにして該当する品目の関税等の税率を容易に調べることができますので、通関手続の時間短縮に資するものとなります。

郵便局「Q. HSコードとは何ですか。必ず入力しなければいけませんか。」
<https://www.post.japanpost.jp/intmypage/faq/047.html>

品目分類とHS

国際貿易では、あらゆる物品が取引されています。それらの物品を、関税率表や統計品目表の該当する箇所に当たはれる作業を品目分類（又は関税分類）と呼びます。

関税率表、輸出入統計品目表とHS

関税率表は、輸入貨物に課される関税率を定めた表のことをいいます。統計品目表は、貿易統計のためのデータの収集のために作成された品目表で、輸出統計品目表と輸入統計品目表があります。

我が国の関税率表及び統計品目表は、HS品目表を必要に応じて更に細分して作られています。

各区分には番号が付されています。このうち、4桁の番号を「項」、6桁の番号を「号」と呼び、上位2桁の番号が「類」を表しています。6桁まではHS品目表に基づく番号であることから、「HSコード」、「HS番号」と呼ぶこともあります。下3桁は、統計品目表において定める我が国独自の番号です。

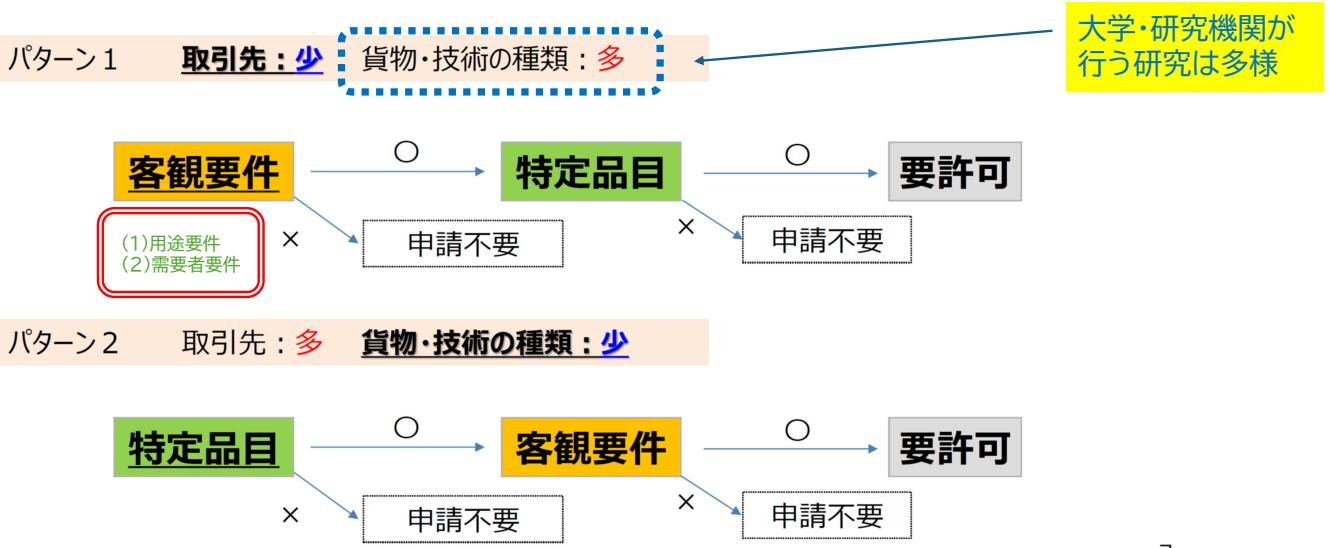


[8]

一般国向け／通常兵器キャッヂオール規制の手続きフロー（例）

- 通常兵器キャッヂオール規制の確認フローは、取扱品目の種類や個々の業態等に応じて、以下のとおり、①特定品目（HSコードの確認。[10ページ参照](#)）、②客観要件（用途・需要者の確認）について、より効率的な手順（フロー）で確認を実施してください。

※手順フローの詳細は次ページのスライドも参照ください。



運用上、

客観要件の確認

特定品目の確認

どちらを先に行うパターンも例示あり

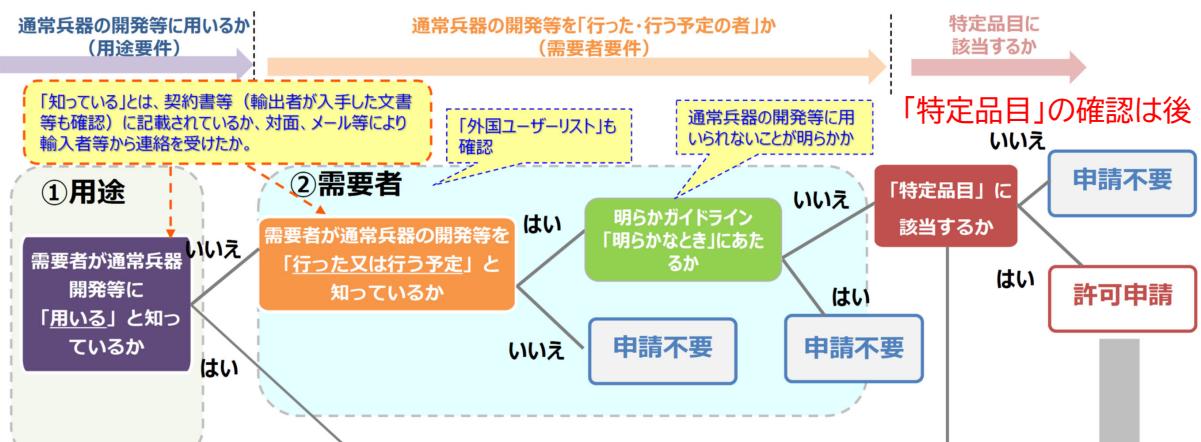
アカデミアでは
先に客観要件を
確認するのが
効率的と
考えられる

<一般国向け>
用途・需要者に
懸念があるとき、
特定品目該当性
を確認して、
許可申請要否を
判断

↓
HSコードの判断で
立ち止まる件数を
減らせる

パターン1：「客観要件」を先に確認（貨物・技術の種類が「多い」場合）

通常兵器キャッヂオール規制（一般国向け）の確認フロー①



先に「用途」「需要者」の懸念を確認

許可の手続

- 「一般国」とは、輸出令別表第3（グループA国）及び別表第3の2（国連武器禁輸国）以外の地域をい。
- 輸出令別表第3の2の地域向けは全品目（食品・木材等を除く。）が対象。
- 「明瞭なガイドライン」は、「通常兵器の開発等以外のために用いられることが明らかであるか」であるかを判定するための基準として通達に定める。
- 上記フロー②の「知っている」とは、「外国ユーザーリスト」（通達）に掲載されている場合を含む。

※対象地域の正規軍向けの輸出・1項目の輸出許可と同一の契約による16項目の輸出につき厳格管理を条件に手続合理化

「個別許可」

※上記の包括許可の対象以外は個別の許可申請。

EFA2025パネル討論①「アカデミアにおける通常兵器キャッチャール規制見直しの対応」<仮想事例>

◆このセッションでは、輸出管理担当者のもとに以下の仮想事例の案件が持ち込まれた、という想定のもとで、パネラーから、通常兵器キャッチャール規制の見直しの内容を踏まえて、「このようなときは、このような観点・手順での対応が考えられる」と提示した後、ディスカッションを行います。

※仮想事例は、すべてリスト規制非該当技術の提供であること、経産省のインフォーム通知を受けていないこと、を前提としています。
また、実在の人物・団体・事件などには、いつさい関係ありません。

<仮想事例1>

区分	研究者の受入(受入大学以外に雇用され所属を持つ者)
いつ(どんなときに)	共同研究者の受入れ
誰が	本邦α大学の教授X(工学部電気工学科の教員)
誰を	B国(一般国)β大学に在職する研究者Y
どこで/どのように	現職在職のまま、2か月間来日して共同研究を実施 ・共同研究契約の締結を伴わず、B国からの研究費受入は無い ・研究者Yとはこれまで面識が無く、メールで共同研究のための来日を打診があった
どうして/何のために	研究成果の論文・学会発表
何を	気象レーダーの性能向上に関する共同研究を希望 (リスト規制非該当の研究内容)

<仮想事例2>

区分	研究者の受入(受入大学以外に雇用され所属を持つ者)
いつ(どんなときに)	共同研究者の受入れ
誰が	本邦α大学の教授X(工学部機械工学科の教員)
誰を	B国(一般国)β大学に在職する研究員Y ・β大学は外国ユーザーリスト掲載機関ではない
どこで/どのように	クロスアポイントメント協定に基づき、α大学が研究員Yと雇用契約を締結して、1年間受入れ ・受入期間中、研究員Yとβ大学との雇用関係は継続 ・資金供与機関に外国人研究者招へい費用補助を申請予定
どうして/何のために	研究成果の論文・学会発表
何を	共同研究テーマ：災害時の医療物資等運搬に使用する小型ドローンの飛行制御に関する研究 (リスト規制非該当の小型ドローン)

<仮想事例3>

区分	留学生の受入（受入大学以外の所属を持つ場合）
いつ(どんなときに)	研究インターンシップ学生の受入手続
誰が	本邦α大学の教授X(工学部機械工学科の教員)
誰を	B国(一般国)β大学の大学院修士課程に在籍している学生Y ・B国は、一般国だが外国ユーザーリスト掲載機関が所在する国
どこで/どのように	大学間協定に基づく研究インターンシップ学生の受入 ・α大学と学生Yとの間に雇用関係は発生しない ・受入期間：2.5か月
どうして/何のために	外国における研究インターンシップの実施は、β大学における学位取得の要件となっている。
何を	研究インターンシップの実施課題として、在籍課程での研究テーマ「ドローンの飛行制御に関する研究」を希望 (リスト規制非該当の小型ドローン)

<仮想事例4>

区分	留学生の受入（受入大学以外に所属を持たない場合）
いつ(どんなときに)	大学院留学生入試の出願受付
誰が	本邦α大学の教授X(工学部電気工学科の教員)
誰を	B国(一般国)のβ大学を卒業見込みの学生Y
どこで/どのように	大学院修士課程への入学出願
どうして/何のために	α大学の博士課程進学を視野に入れた修士課程での学修
何を	希望研究テーマ：小型人工衛星に搭載する画像処理カメラの開発 (リスト規制非該当のカメラ)